

令和 8 年熊本地震で被災された方への 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料 減免のご案内

令和 8 年熊本地震による被災で以下のいずれかに該当する国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の被保険者は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料が減免される場合があります。

対象となるケース・軽減の割合・申請時に必要な書類

【原則共通】国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料減免申請書 + 各ケースの必要書類

ケース	対象となる方	軽減の割合	主な必要書類
1	世帯の「主たる生計維持者」が、地震による被害で死亡した、または重篤な傷病(1 カ月以上の治療を要すると認められるもの)を負った方(介護保険料は障がいを負った方も対象)	対象保険税・保険料 全額	・死亡：災害弔慰金決定通知書等の写し又は死亡診断書の写し ※地震による死亡と記載のあるもの ・重篤な傷病：医師の診断書の写し ※地震による傷病と記載のあるもの
2	世帯の「主たる生計維持者」が、地震による被害で行方不明となった方	対象保険税・保険料 全額	・行方不明となったことが分る書類(警察に提出した行方不明届出の写しなど)
3	主たる生計維持者の「事業・不動産・山林・給与」のいずれかの収入が、 ①前年より 3 割以上減る見込み ②前年の合計所得が 1,000 万円以下(介護保険料は除きます) ③減る収入以外の前年所得が 400 万円以下のすべてを満たす方(介護保険料は①、③を満たす方)	前年合計所得に応じ 対象保険税・保険料 2/10～全額 ※事業廃止・失業は対象保険税・保険料額の全額	【収入減少】 ・事業収入等の状況申告書 ・令和 8 年収入見込みが分かる書類 ・保険金等の補填額が分かる書類(補填がない場合は申立書) 【事業廃止】 ・業務の廃止・休止又は失職申出書 ・事業廃止の事実が分かる書類(事業廃止決定通知書・休廃業届等) 【失業】 ・業務の廃止・休止又は失職申出書 ・解職証明書 ・失業の事実が分かる書類(雇用保険の基本手当(失業手当)受給者：雇用保険受給資格者証)
4	主たる生計維持者が「居住する住宅」に損害を受けた方(罹災証明書の損害区分で判定)	対象保険税・保険料 全壊：全額 半壊・中規模半壊：半額 大規模半壊：1/2 ※長期避難世帯は全壊扱い	・申請書の提出は必要ありません ※市外からの転入世帯、長期避難世帯は申請書の提出が必要です
5	主たる生計維持者以外の被保険者が行方不明となった方	行方不明者にかかる 対象保険税・保険料 全額	・行方不明となったことが分る書類(警察に提出した行方不明届出の写しなど)

複数のケースに該当する場合は、減免額が最も大きくなるものを適用します。

※ 国民健康保険税は「世帯」で減免を行います。

※ ケース 3 の「軽減の割合」は、計算した対象保険料額に対する割合です。

申請期限

令和 9 年 3 月 31 日まで	申請・相談先：国民健康保険 0965-33-4113 後期高齢者医療保険 0965-33-4490 介護保険 0965-32-1175 ※ 必要書類は状況により追加をお願いする場合があります。まずは窓口へご相談ください。
-------------------	--